総 教 第 2 0 号 令和3年(2021年)5月8日

各大学・短期大学・高等専門学校・専修学校 事務局長 様

北海道総務部教育·法人局総合教育推進課長

「まん延防止等重点措置」を踏まえた大学等における新型コロナウイルス 感染症対策について

日頃より、本道の新型コロナウイルス感染症対策に当たり、特段の御理解・御協力を いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

この度、国が北海道を「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として指定したことを受け、北海道教育庁から別添のとおり道立学校等に対し感染症対策の実効性の確保を図るよう通知されましたので、参考に送付します。

各大学等におかれましては、本通知の内容も参考にしていただき、引き続き感染拡大 防止の対策を徹底されますよう、お願いします。

記

1 添付資料

5月8日付け北海道教育庁学校教育局長通知 「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について

2 関連情報

北海道庁広報ツイッターでは、新型コロナの日々の発生状況や道の対策等をお知らせしておりますので、学生・生徒に対する普及啓発に別添資料を御活用願います。

北海道庁広報ツイッター

https://twitter.com/PrefHokkaido/



(総合教育推進課)

各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長(株輔を除く。) 様 (各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染 症対策について(通知)

各学校においては、教職員が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいており、心から感謝申し上げます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急拡大するとともに、札幌市を中心とした医療提供体制がひっ迫している状況等を踏まえ、国により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として北海道が指定され、道は札幌市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。実施期間は、5月9日(日)から5月31日(月)までです。

ついては、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況を的確に把握しながら、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(R3.4.28改訂)~『学校の新しい生活様式』~」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき、次の事項に特に留意し、感染症対策の実効性の確保を図ってください。

なお、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を支援願います。また、校内での感染が確認された学校については、別途配布するフォローアップシートにより要因等も把握するとともに、必要に応じ適切な助言に努めてください。

記

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて衛生管理マニュアルに基づき、特に次の事項を徹底すること。

- ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用な ど、基本的な感染症対策を徹底すること。
- イ 特にマスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、 マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回 洗濯することなどについて、改めて確認すること。
- ウ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、 症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないこ とやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁 寧に説明すること。
- エ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。 オ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染 症対策を徹底すること。

【参考】

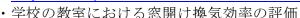
マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



・ 布マスクの洗い方









(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等(「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照)を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

- イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。
- ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- (3) I C T を活用した学びの保障

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察や学習指導を行う環境を整えること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰り、貸出を適切に行うなど家庭での学習支援体制を確保すること。

2 石狩管内の道立学校における留意事項

(1) 登下校·日課·授業

石狩管内の道立学校については、児童生徒等の通学手段や地域の感染状況を踏まえながら、時差通学や1日の授業時間の削減(授業カット、短縮授業等)を検討するなど、感染防止と生徒の負担軽減を図ること。

- ア 生徒の登校時刻と一般の通勤時刻が重ならないよう、時差通学を検討すること。
- イ 学年ごとの登下校時間をずらすなど、登下校時の密を回避する工夫をすること。
- ウ 特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、 個別に具体的な検討を行うこと。
- (2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」(令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡)等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事(修学旅行や宿泊研修等)は、当面の間、実施を見合わせること。 イ 感染のリスクが高い行事(運動会・体育祭や学校祭等)は、当面の間、原則中止 又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる 場合は可能とする。

(4) 部活動

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和3年(2021年)4月30日付け教健体第167号)に基づき、適切に実施すること。

健康·体育課 高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 教職員課

教 健 体 第 1 8 4 号 令和 3 年 (2021年) 5 月 8 日

各教育局長 様

学校教育局指導担当局長 中 澤 美 明

新型コロナウイルス感染症対策に係るフォローアップシートについて(通知)

このことについて、令和3年5月8日付け教健体第183号で通知した ところですが、別添のとおり「フォローアップシート」を作成しました ので、通知します。

ついては、各教育局において、教育局次長及び義務教育指導監を中心に関係職員でチームを編成(「働き方改革推進チーム」等の既存のチームで対応することも可能)した上で、教育局次長が道立学校の対応を、また、義務教育指導監が小・中学校及び義務教育学校の対応をお願いします。さらに、「フォローアップシート」を活用して各学校における感染症対策の徹底を指導し、実効性の確保を図るとともに、作成したシートを市町村教育委員会と共有し、連携して感染症対策に取り組んでください。

また、校内での感染が確認された学校については、当該校に係る「フォローアップシート」を2週間以内に当職あて提出してください。

(健康・体育課企画・調整係) 健康・体育課健康・体育指導係

フ ォ ロ ー ア ッ プ シ ー ト (新型コロナウイルス感染症対策)

学 校 名

(フォローアップ年月日:令和 年 月 日())

			フォローアップ	確認者		次長		義務教育指導監	
					жı	ハずれた	VICO:	- を入れてください。	
Ι	校	内感染が確認された	場合(概要を枠	内に記述))				
	1	校内感染の概要							
	2	校内感染の要因						_	
	3	再発防止に向けた具体	 S的取組						
	4	 保健所との連携体制							
	5	その他特記事項							
Ι	■ 実効性ある感染症対策の取組(確実に取り組んでいる項目の□欄にチェック)								
	1_	学校保健委員会					—		
		〕 学校保健委員会を開 連携強化を図っている		マニュアル	に基	づく学	校医や	学校薬剤師等との	
		= 7/37/(85 O(11 /mm 11 0/			_,			- •	
		」 手洗い・マスクの着			—			•	
	L	〕 マスクの着用につい 導している。	いには、顔にノイ	ツトしてい	⊘ ∨	スクを	きいこ	.とを児里生使に指	
		。 コーマスクの素材によっ	て効果が異なる	ことに留意	する	ことや	布マ	[,] スクは1日1回洗	
		濯することなどについ							
		3 発熱の有無にかかれ 状がなくなるまで自宅			居家	族に風	邪症状	がある場合は、症	
		- 扒がなくなるよく日も] 前項について、欠席			ライ	ン等に	よる学	≦びの保障の取組に	
		ついて、児童生徒及び		-					
		」 換気の徹底や身体的				-			
	L	〕 各教科等、給食等σ 対策を徹底している。)良事をとる場面	、外み時間	、豆	下校寺	こめし	「る具体的な感染症	
		 なお、上記の取組の具体	かた国知方法に	・・・・・・・・・・・	 ≣刃 I	<i>てくだ</i>	 ≯!.\	(海粉同答司)	
	'	30、工品の 取組の 具体 - 口学校だより - ロリー		_			-		

□その他(

4 	活動の指導体制 感染症対策のため、部活動顧問会議等(「北海道の部活動の在り方に関する方針」 ページ参照)を開催し、対策に関する共通理解を図っている。 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底している。 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用するよう指導している。 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底している。
□ □ 施 □	 CTを活用した学びの保障 やむを得ず登校できない児童生徒に対し、クラウドサービス等を活用した双方向のミュニケーションにより、健康観察や学習指導を行う環境を整えている。(□ 実はした) 小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、端末の持ち帰り、貸出を適切に行っての学習支援体制を確保している。(□ 実施した) 継続して休んでいる児童生徒に対し、端末の貸出を適切に行っている。
【登口」は縮り、別名	·
い 【 学校 □ □	食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底して る。 寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認している。 行事 】 集団宿泊的行事(修学旅行や宿泊研修等)は、当面の間、実施を見合わせている。 感染のリスクが高い行事(運動会・体育祭や学校祭等)は、当面の間、中止又は延 している。(ロ 分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施した。)
	動】 原則休止を徹底し、十分な感染症対策が講じられた大会等への参加、必要な練習に 選するなど、適切に対応している。